

指定訪問介護サービス 東浦町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会が開設する東浦町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東浦町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 知多郡東浦町大字石浜字岐路23番地の1（東浦町福祉センター）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 従業者 2. 5名以上（常勤換算）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日ただし祝日及び12月29日から1月3日を除

- く。
- (2) 営業時間 午前8時半から午後5時15分までとする。
 - (3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月29日から1月3日を除く。
 - (4) サービス提供時間 午前8時から午後8時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 250円
- (2) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 250円
に1キロメートル増すごとに50円ずつ加算した額とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、東浦町の区域とする。

(苦情処理)

第9条 事業者は、提供した指定訪問介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定訪問介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、苦情が指定訪問介護サービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、指定訪問介護サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業者は、提供した指定訪問介護サービスに関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改

善を行う。

- 5 事業者は、提供した指定訪問介護サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事故が発生した場合、事業者は、速やかに、知多北部広域連合、利用者が居住する市町村、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
 - 4 利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) (1)、(2)、(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待、を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第12条 事業所は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底

を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(記録の整備)

第13条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定訪問介護サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 事業所へ、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。